【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成29年６月29日
【会社名】	三京化成株式会社
【英訳名】	SANKYO KASEI CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　　小　川　和　夫
【本店の所在の場所】	大阪市中央区北久宝寺町一丁目９番８号
【電話番号】	(06)6262－2881(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長　　糸　原　博　一
【最寄りの連絡場所】	大阪市中央区北久宝寺町一丁目９番８号
【電話番号】	(06)6271－1881(直通)
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長　　糸　原　博　一
【縦覧に供する場所】	三京化成株式会社東京支社 (東京都中央区新川一丁目16番３号(住友不動産茅場町ビル)) 三京化成株式会社浜松支店 (浜松市中区佐藤一丁目40番21号) 三京化成株式会社名古屋支店 (名古屋市中区丸の内三丁目10番６号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町２番１号) (注)　三京化成株式会社浜松支店は、法定の縦覧場所ではありませんが、投資家の便宜のため縦覧に供しております。

1【提出理由】

当社は、平成29年６月28日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第９号の２の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成29年６月28日

(2) 決議事項の内容

第１号議案　剰余金処分の件

①．期末配当に関する事項

イ　株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

当社普通株式１株につき４円25銭　　総額55,122,657円

ロ　効力発生日

平成29年６月29日

②．剰余金の処分に関する事項

イ　増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金　　130,000,000円

ロ　減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金　　130,000,000円

第２号議案　株式併合の件

①．併合する株式の種類及び割合

当社の普通株式について、10株を１株に併合いたします。

②．株式併合の効力発生日

平成29年10月１日

③．効力発生日における発行可能株式総数

5,185,000株

第３号議案　定款一部変更の件

①．インターネットの普及を考慮し、公告閲覧の利便性向上及び公告手続の簡素化を図るため、当社の公告方法を日本経済新聞から電子公告に変更し、併せてやむを得ない事由により電子公告をすることができない場合の措置を定めるものであります。

②．発行可能株式総数を株式併合に伴って減少させるとともに、単元株式数を1,000株から100株に変更するものであります。

なお、本変更については、株式併合の効力発生日である平成29年10月１日をもって効力が発生する旨の附則を設け、効力発生日経過後、本附則を削除するものといたします。

第４号議案　当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の継続の件

平成26年６月27日開催の定時株主総会においてご承認いただきました「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）」を、一部語句の修正・整理を行ったうえで、本定時株主総会終結の時から３年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時まで継続するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数(個)	反対数(個)	棄権数(個)	可決要件	決議の結果及び賛成(反対)割合(%)
第１号議案	9,623	17	0	(注) １	可決 99.8
第２号議案	9,593	47	0	(注) ２	可決 99.5
第３号議案	9,604	36	0	(注) ２	可決 99.6
第４号議案	9,325	315	0	(注) １	可決 96.7

(注) １．出席した株主の議決権の過半数の賛成による。
２．議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の３分の２以上の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、各決議事項の可決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。